

ご理解、ご協力を！

## 2月から戸籍届け出の際に 本人確認を行います

最近、本人の知らない間に婚姻などの届け出がなされるといふ、虚偽の戸籍届け出が全国的に発生しています。このため、本市では戸籍届け出の際、本人確認を行います。

**開始日** 2月2日**対象** 婚姻届、協議離婚届、養子縁組届、協議離婚届、提示書類 官公署が発行した写真付の身分証明書（住民基本台帳カード、運転免許証、パスポートなど）  
**その他** 身分証明書を持っていない方でも届け出はできます



が、その場合、後日郵便で本人あてに届け出があったことをお知らせします **問合せ先** 市民課 (☎51局2280)

平成16年度分

## 税金の申告のお知らせ

**市民税・県民税の申告書の発送について**

平成15年度分市民税・県民税の申告をされた方には、申告書と申告書の手引きを2月初旬に送付します。新たに申告書を必要とされる方は、市役所市民税課(☎51局2204)へ問い合わせてください。

**還付申告受付会**

**住宅取得控除の還付申告受付会**

**とき** 2月2日b・3日c午前9時半～正午、午後1時～3時半 **ところ** 豊橋地方合同庁舎1階大会議室(大國町) **問合せ先** 豊橋税務署個人課税部門 (☎52局6201)

**給与所得者(退職者・医療費控除対象者)の還付申告受付会**  
**とき** 2月7日g・8日a午前9時半～午後4時 **ところ**

市総合体育館(神野新田町字メノ割) **問合せ先** 東海税理士会 豊橋支部(☎55局0226)

**平成15年分贈与税の申告の相談・申告書の受け付け**

**税務署窓口での受け付け**

**とき** 2月2日b～3月15日 **問合せ先** 豊橋税務署資産課税部門(☎52局6201)

**固定資産の申告について**

**償却資産の申告**

償却資産とは、法人や個人が事業を営むために所有している構築物、機械・装置、工具・器具および備品など減価償却の対象となる資産です。これらの資産を所有している方は平成16年1月1日現在の所有状況を申告してください。

**申告期限** 2月2日b **問合せ先** 資産税課(☎51局2226)

**住宅用地の申告**

土地の固定資産税および都市計画税は、住宅としての土地利用であるか、非住宅としての土地利用であるかにより税額の算出方法が異なり、住宅用地になると税額が軽減されます。建物の新築、増改築などにより土地の利用状況を変更した場合には、住宅用地申告書により申告してください。

**申告の必要な方** 平成15年1月2日から平成16年1月1日までの間に、次のいずれかに該当する土地を所有し、申告書を提出していない方 居住用家屋を新築したとき、または増改築したとき、居住用家屋を取り壊したとき、または一部取り壊したとき、家屋の用途を変更したとき(例/倉庫から居住用住宅へ)  
新たに住宅用地として利用したとき、または住宅用地以外に利用を変更したとき **申告期限** 2月2日b **問合せ先** 資産税課 (☎51局2215)

